

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに交付する。

平成二十五年三月十三日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(聖籠町都市公園条例の一部改正)

第一条 聖籠町都市公園条例(昭和五十九年聖籠町条例第十一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 都市公園、公園施設及び特定公園施設の設置基準

第一節 都市公園の設置基準(第四条・第五条)

第二節 公園施設の設置基準(第六条・第七条)

第三節 特定公園施設の設置基準(第八条―第十九条)

第三章 都市公園の管理(第二十条―第二十九条)

第四章 工作物等の保管の手續等(第三十条―三十五条)

第五章 雑則(第三十六条―第三十八条)

第六章 罰則(第三十九条・第四十条)

附則

第一条中「及び法に」を「及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九

十一号。以下「バリアフリー法」という。）並びにこれらに」に改める。

第二十三条を第四十条とする。

第二十二條第一項第一号中「第三條第一項又は第三項（第二十條）を「第二十條」を「第二十条第一項又は第三項（第三十七條）に改め、同項第二号中「第五條（第二十條）を「第二十二條（第三十七條）に改め、同項第三号中「第十二條第一項又は第二項（第二十條）を「第二十九條第一項又は第二項（第三十七條）に改め、同條を第三十九條とする。

第五章を第六章とする。

第二十一條を第三十八條とする。

第二十條中「第三條」を「第二十条」に改め、同條を第三十七條とする。

第十九條第七号中「第十二條」を「第二十九條」に改め、同條を第三十六條とする。

第四章を第五章とする。

第十八條を第三十五條とし、第十五條から第十七條までを十七條ずつ繰り下げる。

第十四條第一項第二号中「第十八條」を「第三十五條」に改め、同條を第三十一條とする。

第十三條を第三十條とする。

第三章を第四章とする。

第十二條を第二十九條とする。

十一條中、「第三條」を「第二十條」に改め、同條を第二十八條とする。

第十條を第二十七條とし、第六條から第九條までを十七條ずつ繰り下げる。

第五條ただし書中「第三條」を「第二十條」に改め、

同条を第二十二条とする。

第四条を第二十一条とし、第三条を第二十条とする。

第二章を第三章とする。

第二条の見出し中「設置」を「都市公園の設置」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 都市公園 法第二条第一項に規定する都市公園で町が設置するものをいう。

二 公園施設 法第二条第二項に規定する公園施設をいう。

三 特定公園施設 前号に規定する公園施設のうち、バリアフリー法第二条第十三号に規定するものをいう。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章 都市公園、公園施設及び特定公園施設の設置基準

第一節 都市公園の設置基準

(住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第四条 町内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十五平方メートル以上とする。

(都市公園の設置基準)

第五条 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- 一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、〇・二五ヘクタールを標準とする。
- 二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準とする。
- 三 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部に於ける休息又は鑑賞の用に供することを目的とする都市公園等前二号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に於て都市公園としての機能を十分發揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

第二節 公園施設の設置基準

（公園施設の設置基準）

第六条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は百分の二を超えてはならない。ただし、動物園等の教養施設等を設ける場合その他の次条で定める公園施設を設置する場合については、次条各号で定める範囲内でこれを超えることができる。

(公園施設の設置基準の特別な場合)

第七条 前条ただし書で定める同条本文の割合を超えることができる場合及びその割合は、次のとおりとする。

- 一 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第五条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設又は同条第八項に規定する備蓄倉庫その他都市公園法施行規則(昭和三十一年建設省令第三十号。以下「法施行規則」という。)第一条の二に規定する災害応急対策に必要な施設として建築物(次号に掲げる建築物を除く。)を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- 二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として前条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。

- イ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他それらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして法施行規則第一条の三に規定する建築物

ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物

ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物

三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として法施行規則第二条に規定する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前条第一項本文又は前二号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

四 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前条第一項本文又は前三号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第三節 特定公園施設の設置基準

（特定公園施設の設置基準）

第八条 バリアフリー法第十三条第一項の規定による特定公園施設の 신설、増設又は改築をする場合の都市公園移動等円滑化基準は、次条から第十九条までの規定によるものとする。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設を設置する場合にあつては、この限りでない。

（園路及び広場）

第九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令

第三百七十九号。以下「バリアフリー法施行令」という。〕第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる

広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ヘ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならぬ。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもつてこれに代えることができる。

五 傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ただし、階段又は段に併設する場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、バリアフリー法施行令第十一条第二号に規定する点状ブロック等及び同令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせ、床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

七 次条から第十七条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第十条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

(休憩所及び管理事務所)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
(二) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

三 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第十四条第二項、第十五条及び第十六条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、第十条第一項第一号の基準に適合するものであること。

二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を八十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ト 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に五十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）を設けること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第十四条第二項、第十五条及び第十六条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車場施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を設けなければならぬ。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、三百五十七センチメートル以上とすること。
二 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。

三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第十五条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ ハに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(一) 幅は、八十センチメートル以上とする
(二) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第一項第一号イ及びホ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

第十六条 前条第一項第一号イからハまで及びホ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第十四条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

（掲示板及び標識）

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 二 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

第十九条 第九条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第九条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。別表中「（第二条関係）」を「（第三条関係）」とする。

（聖籠町下水道条例の一部改正）

第二条 聖籠町下水道条例（平成十一年聖籠町条例第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雑則（第二十六条―第三十三条）」

「第四章 公共下水道の施設に関する構造の基準等を
第五章 雑則（第二十八条―第三十五条）」

（第二十六条・第二十七条）

「に、第五章 罰則（第

三十四条・第三十五条)」を「第六章 罰則（第三十六条・第三十七条）」に改める。

第一条中「管理及び使用」の次に「並びに施設の構造の基準等」を加える。

第二条第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 排水施設 法第二条第二号に規定する排水施設をいう。

第三十五条を第三十七条とする。

第三十四条第七号中「第二十六条」を「第二十八条」に改め、同条第八号中「第三十条第二項」を「第三十二条第二項」に改め、同条第九号中「第二十七条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十六条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十三条を第三十五条とし、第二十六条から第三十二条までを二条ずつ繰り下げ、同章を第五章とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 公共下水道の施設に関する構造の基準等
（排水施設の構造の基準）

第二十六条 公共下水道の排水施設の構造の基準は、次のとおりとする。

一 堅固で耐久力を有する構造とする。
二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講ずるものとする。

三 下水の貯留等により腐食するおそれがある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料

で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。

四 地震によつて下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓とろ継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置を講ずるものとする。

五 排水管の内径及び排水渠きよの断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

六 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。

七 暗渠きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。

八 暗渠きよである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠きよの清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。

九 まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができきる蓋）を設ける。

（適用除外）

第二十七条 前条の規定は、次に掲げる公共下水道について、適用しない。

- 一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日に既に存する施設で第二条の規定による改正後の下水道条例第二十六条の規定に適合しないものについては、同条の規定（その適合しない部分に限る）は、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。